

# 国保

## 国民健康保険証の更新について

新しい保険証は3月下旬に郵送されます  
4月から使用する新しい国民健康保険証は、3月下旬に世帯の加入者全員分を同封して簡易書留郵便で各家庭に送付します。保険証が届きましたら、住所・氏名・生年月日など記載内容を確認して大切に保管してください。なお、期限切れの保険証は破棄してください。

国民健康保険に加入しているにもかかわらず保険証が届かない世帯がありましたら、年金・医療担当へご連絡ください。

なお、国民健康保険税に未納がありますと、短期被保険者証または資格証明書が交付される場合があります。

※保険証を郵送する封筒の中に、特定健診のお知らせを同封しますので、ご覧ください。

### 保険証の再交付には身分証明が必要です

国民健康保険証の再交付には、運転免許証・パスポートなどの身分を証明するもの（顔写真入り）が必要です。申請者は、本人または同居の家族とし、それ以外の方の場合は、委任状と申請者（窓口へ来る人）の身分証明書が必要となります。

なお、同居していても世帯分離している場合は、委任状が必要です。  
国民健康保険税は納期内に納めましょう  
国民健康保険税は、私たちの医療費などにあてられる貴重な財源です。必ず納期内に納めましょう。  
納める意思があっても失業や病気などの事情で納付が困難な方は、分割納付などの方法もありますので、お早めにご相談ください。

### 問合せ

保険証に関する事

市民生活課 年金・医療担当

国保税に関する事

税務課 収納対策室

国民健康保険	有効期限	平成 22 年 3 月 31 日
被保険者証		
記号・番号	402-0000000	性別 男
氏名	都留太郎	
生年月日	昭和 50 年 11 月 25 日	
世帯主名	都留一郎	
住所	山梨県都留市上谷一丁目 1 番 1 号	
資格取得年月日	平成 20 年 12 月 30 日	
交付年月日	平成 21 年 4 月 1 日	
保険者番号	190041	
保険者名	都留市	山梨県 都留市

## お引越しが決まったら 水道の開栓届、閉栓届をお忘れなく！



現在、上水道及び簡易水道を使用されている方、ご利用予定の方は、お引越しの予定日前（1週間程前）に必ず使用中止の届け出（閉栓届け）若しくは、給水使用申し込み（開栓届け）の手続きが必要となります。手続きは、水資源活用課窓口にて受け付けています。

※手続きは、電話ではできませんので、必ず水資源活用課窓口までお越しください。

閉栓届けが提出されない場合は、ご使用の有無にかかわらず、基本料金が発生し続けますのでご注意ください。また、開栓届けをしないまま無断で使用が判明した場合は、直ちに給水を停止しますのでご注意ください。

### 水道料金の精算について

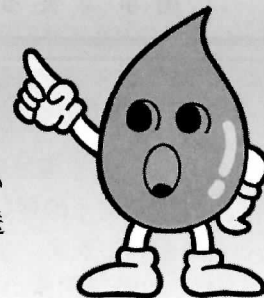
#### ○口座振替をご利用の方

精算料金を「口座」から振り替えることができます。

#### ○納付書をご利用の方

転居先に納付書をお送りしますので、お近くの指定金融機関（銀行など）でお支払いいただくか、請求金額と同額の郵便小為替を郵便局にて購入し、水資源活用課あてに送付してください。後日、領収書をお送りします。

※閉栓届け・開栓届けには、それぞれ手数料として 300 円が必要となります。



### 開栓及び閉栓手続きの休日業務について

転居の多い時期ですので、3月28日（土）、29日（日）、4月4日（土）、5日（日）の4日間は、午前9時から午後3時まで受け付け業務を行っていますのでご利用ください。

通常の受け付け業務は、平日の午前8時30分から午後5時30分までです。

問合せ・届出先 水資源活用課 簡易水道担当